

同 意 書

1. 個人情報の利用目的

恩納村長(以下「村長」という。)は、同意者の個人情報を申請児童に係る認定証交付、利用調整事務及び保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）
(不正利得の徴収)

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2・3略

(資料の提供等)

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。附則第6条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1) 同意者の世帯状況に関する住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 同意者の課税状況に関する住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 同意者及び同意者の親族、同意者の雇い主、銀行、信託会社その他関係人への聴取・資料提供依頼
- (4) 同意者及び同意者の親族の世帯状況・課税状況に関する他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

村長は次の場合に限り、児童及び同意者の個人情報を第三者に提供することとする。

- (1) 1の目的のため特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設への情報提供
[教育・保育施設に提供する個人情報の内容]
 - ① 氏名、生年月日、連絡方法等、支給認定申請書・利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
 - ② 保育料に関すること。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関及び部署と連絡調整することが必要と認められた場合

4. 支給認定申請・利用申込について

- (1) 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定証の交付は利用調整の結果とともに2月頃に通知いたします。
- (2) 申請内容又は添付書類（勤務証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定を取り消し、及び保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

上記のとおり取り扱うことにして同意します。

統柄

氏 名 _____ (印) (父・母)

氏 名 _____ (印) (父・母)

氏 名 _____ (印) ()

氏 名 _____ (印) ()